

昭和四十六年政令第三百三十八号

旅行業法施行令

内閣は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十四条の規定に基づき、旅行あづ旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百六十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（情報通信の技術を利用する方法）
第一条 旅行業者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た旅行業者等は、旅行者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該旅行者に対し、法第十二条の四第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該旅行者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二条 前条の規定は、法第十二条の五第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。

2 前条の規定は、法第十二条の五第四項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは、「国土交通省令」と、「旅行者」とあるのは、「旅行業者」であるのは、「旅行業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは、「国土交通省令」と、「旅行者」とあるのは、「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは、「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは、「旅行サービス手配業者」において準用する。この場合において、前条中「旅行業者等」とあるのは、「旅行サービス手配業者」と、「登録研修機関の登録の有効期間」

第三条 法第十二条の十五第一項（法第十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（手数料）

第四条 法第二十二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、二万九千二百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、二万八千三百円）とする。

2 法第二十二条第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 総合旅行業務取扱管理者試験 六千五百円
二 国内旅行業務取扱管理者試験 五千八百円
三 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五千五百円

4 法第二十二条第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅館管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

5 前各項（第二項ただし書きを除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に適用があるものとする。

（附則）
この政令は、旅行あづ旋業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十九号）の施行の日（昭和四十六年十一月十日）から施行する。

3 法第二十二条第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅館管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

4 法第四十条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

（都道府県が処理する事務）
第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）と、同条第二項中「旅行者」と読み替えるものとする。

3 法第二十二条第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅館管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

4 法第四十条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

5 前各項（第二項ただし書きを除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に適用があるものとする。

（附則）
この政令は、旅行あづ旋業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十九号）の施行の日（昭和四十六年十一月十日）から施行する。

3 法第二十二条第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅館管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

4 法第四十条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

5 前各項（第二項ただし書きを除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に適用があるものとする。

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（附則）
附則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（附則）
附則（平成七年一二月六日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（附則）
附則（平成七年一二月六日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（附則）
附則（平成九年三月一二日政令第二九号）抄

光庁長官が自らその事務を行ふことを妨げない。
令」という。）第二条第一項に規定する職権に係るのは、都道府県知事が行った登録とみなす。
この政令の施行の際現に運輸大臣に対してされている旧法第四条第一項若しくは第六条の三条の規定による旅行業の登録の申請又は旧法第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可の申請のうち新令第二条第一項に規定する職権に係るのは、都道府県知事に対してされた申請とみなす。

（附則）
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

令」という。）第二条第一項に規定する職権に係るのは、都道府県知事が行った登録とみなす。
この政令の施行の際現に運輸大臣に対してされている旧法第四条第一項若しくは第六条の三条の規定による旅行業の登録の申請又は旧法第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可の申請のうち新令第二条第一項に規定する職権に係るのは、都道府県知事に対してされた申請とみなす。

（附則）
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年二月三日政令第一）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による
（施行期日）
八三号抄